

大分県衛生環境研究センター内部評価委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、大分県衛生環境研究センター調査研究評価要綱第3条第1項の規定に基づき、大分県衛生環境研究センター内部評価委員会(以下「内部評価委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 内部評価委員会の組織は、大分県衛生環境研究センター及び本庁の次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 所長、次長、各担当総括
- (2) 薬務室 薬務班総括
- (3) 健康政策・感染症対策課 感染症対策班総括
- (4) 生活環境企画課 総務企画監
- (5) 環境政策課 脱炭素社会推進班総括
- (6) 食品・生活衛生課 生活衛生班総括又は食品衛生班総括
- (7) 環境保全課 大気保全班総括、水環境班総括又は水質対策班総括
- (8) 循環社会推進課 計画・調整班総括
- (9) 自然保護推進室 自然保護班総括

2 内部評価委員会に委員長を置く。委員長は所長をもって充て、会務を総括する。

(開催)

第3条 内部評価委員会は、委員長が招集し、開催する。

(事務局)

第4条 大分県衛生環境研究センター企画・管理担当に事務局を置き、内部評価委員会の庶務及びその他運営に必要な事務を処理する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、内部評価委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則

- この要領は、平成16年3月1日から施行する。
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、平成18年4月25日から施行する。
- この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年8月8日から施行する。
- この要領は、平成27年5月11日から施行する。
- この要領は、平成28年5月9日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 3 月 12 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 3 月 24 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 5 月 20 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。